

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例の一部
改正について

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例

熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第
36 号）の一部を次のように改正する。

附則に 1 項を加える改正規定を次のように改める。

附則に次の 2 項を加える。

（60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の職員に係る降給に関する経過
措置）

7 法第 27 条第 2 項に規定する条例で定める降給の事由は、第 6 条に規定する降給
の事由のほか、当分の間、次に掲げる事由とする。

- (1) 熊本市一般職の職員の給与に関する条例附則第 23 項の規定による降給
- (2) 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例附則第 14 項の規定による降給
- (3) 前 2 号に掲げる降給に相当する降給として規則その他の規程で定めるもの

（60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の職員に係る降任又は降給に関
する手続の特例）

8 第 10 条第 1 項の規定は、法第 28 条の 2 第 1 項の規定による降任又は前項各号
に規定する降給の場合には、適用しない。この場合においては、降任又は同項第 1

号若しくは第2号に規定する降給のときは人事委員会規則の、同号第3号に規定する降給のときは任命権者の定めるところにより、当該降任し、又は降給する職員に対し、その旨を通知するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提出理由)

定年引上げに伴う給料月額の特例を降給の事由として明確化するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。